

## 宮崎市宮崎東諸県圏域地域生活支援拠点等事業に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第一の二の3による地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）を宮崎市、国富町、綾町（以下「宮崎東諸県圏域」という。）において整備するために、必要な事項を定めるものとする。

### (地域生活支援拠点等の機能)

第2条 地域生活支援拠点等は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障がい児及びその家族（以下「障がい者等」という。）の高齢化、重度化及び親亡き後も見据えつつ、障がい者等の地域生活を支援するため、次に掲げる機能を担う。

#### (1) 相談

コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯に対して必要なサービスのコーディネート等を行う機能

#### (2) 緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病や障がい児・者の状態変化等による緊急時の受け入れ対応を行う機能

#### (3) 体験の機会・場

障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### (4) 専門的人材の確保・養成

専門的な対応を行うことができる体制確保や人材養成を行う機能

#### (5) 地域の体制づくり

地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

#### (6) 医療的ケア児等の支援

医療的ケア児等の支援が総合的に提供できる体制の構築等を行う機能

### (実施主体)

第3条 地域生活支援拠点等の実施主体は宮崎市とする。ただし、第2条各号に掲げる機能については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障がい福祉サービス事業者、法第51条の14の第1項に規定する指定一般相談支援事業者、法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第21条の5の3の第1項に規定する指定障がい児通所支援事業者及び第24条の26第1項第1号に規定する指定障がい児相談支援事業者（以下「事業者」という。）と連携して実施し、機能の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる事業者に委託することが

できる。

(地域生活支援拠点等事業所の登録等)

第4条 第2条各号に掲げる機能を担おうとする事業者は、宮崎市宮崎東諸県圏域地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)に、地域生活支援拠点等の機能を担う事業者であることを規定した運営規程の写しを添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、宮崎市宮崎東諸県圏域地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により地域生活支援拠点等事業所(以下「拠点等事業所」という。)の登録を行った事業者(以下「登録事業者」という。)について、名称及び所在地、法人名、連絡先、担う機能、事業内容等の公表を行うものとする。

4 登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたときは、速やかに宮崎市宮崎東諸県圏域地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

5 登録事業者は、当該登録を廃止又は休止するときはその1月前までに、再開したときは再開後10日以内に、宮崎市宮崎東諸県圏域地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(記録及び調査)

第5条 登録事業者は、実施した事業の内容について記録し、市から当該記録の提出の求めがあった場合は、当該記録を提出するものとする。

(遵守事項)

第6条 登録事業者は、障がい者の意思及び人格を尊重して、常にその立場に立った支援に努めなければならない。

2 登録事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

3 登録事業者は、事業の実施に当たっては、障がい者等の権利擁護に十分留意しなければならない。

4 この事業に従事する者又は従事した者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密及び個人情報情報を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の登録のために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。